

60時間以上は時間外労働が記録されない

ひと月の時間外労働の時間が60時間までと通達されており、タイムカードでは明らかに超しているにもかかわらず、それが反映されないシステムになっています。そのため、病院監査もまかり通っている事態になっています。当直明けに何時までに帰らなければとかの規定がないので、8:30~17:15日勤、そのまま17:15~8:30まで当直(0~1時間睡眠のことが多い)、そのまま8:30~日勤で、遅い時は21:00まで働いています。しかし、この場合の時間外労働は17:15から21:00までの時間しかなく、60時間を超えると反映されません。

20代女性

実労働時間は増えたのに収入は減った

見た目だけの働き方改革により、裁量労働の名の下に、5時から22時の間、連続勤務でも時間外として換算されていません。研修医の指導のための講演会や、勉強会の準備、看護師やメディカルへの教育の資料作成準備は自己研さんです。今週も帰宅は午前2時、出勤は朝7時前、時間外に換算されたのは1日3時間だけです。10年前より実労働時間は増えたのに、時間外として換算される時間が減り、収入減。外勤に頼らざるを得ません。これは許されることなのでしょうか？

40代女性

働きたい人が働けないサービス残業増えるほうが問題

私の研修先はA水準(960時間未満)を強要しており、月80時間を超えると働き方改革を進めている先生から、部長が怒られてしまいます。そのため実際に働いた時間よりも短い時間しか残業をつけられません。専攻医は若い間いかに経験を積めるかもとても大事です。負担が多すぎることも問題ですが、働きたい人が働けない、サービス残業が増えるほうが問題だと思います。患者は減らない、業務量も変わらないのに、残業時間だけ「減らせ、減らせ」と言われて困っています。それにより給料も減るばかりで、楽で稼げる科に人が流れて大変な科はますます人手不足になると思います。日本も海外のように業務内容によって報酬を変えたり、事務作業は医師以外で行えるようにするなど、効率よく診療できるようなシステムをまず作って欲しいです。

20代女性

働き方改革は医師の“夕ダ働き”を助長

働き方改革により労働時間が制限されるが実際は期待を超えて働くしかない。そうしないと、目の前の患者さんを置き去りにすることになる。しかし、それを残業として申請すると、病院から「ダメだ」と削られる。「自己研さんとせよ」と言われる。つまり病院は基準を超えると労基(労働基準監督署)の指導が入ることを恐れ、そうするしかないわけだ。結果、働き方改革は医師のただ働きを促進することになっていると考える。一体、誰のため、何のための働き方改革か？

50代